下水道法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準） 第九条の四　法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。 一～二十八　（略） 二十九　亜鉛及びその化合物　一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下 三十～三十三　（略） 2～5　（略）	（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準） 第九条の四　法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。 一～二十八　（略） 二十九　亜鉛及びその化合物　一リットルにつき亜鉛五ミリグラム以下 三十～三十三　（略） 2～5　（略）